

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

千代田区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健

記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
- 4 作業場所 千代田区の区域内
- 5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（上記1の審査請求をした場合にはそれに対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。3 上記1及び2の期間を経過してしまった場合でも、そのことに正当な理由があるときは、なお審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

中央区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）
- 4 作業場所 中央区の区域内
- 5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで
- 6 許可の条件
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

（審査請求及び取消訴訟）

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

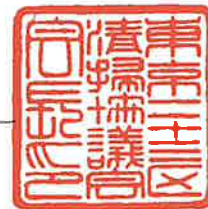
令和8年9月28日

港区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

4 作業場所 港区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第66条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

新宿区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 新宿区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として（訴訟において新宿区を代表する者は、新宿区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

文京区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）
- 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）
- 作業場所 文京区の区域内
- 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この許可に不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に文京区長に対して、書面をもって審査請求をすることができます。また、この許可の取消しを求める訴えは、この許可の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として（訴訟において区を代表する者は区長になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

台東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 台東区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として（訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第69条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

墨田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

4 作業場所 墨田区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

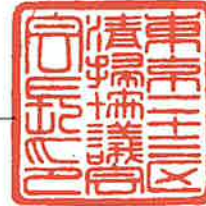
令和8年9月28日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 江東区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

品川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
- 4 作業場所 品川区の区域内
- 5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで
- 6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設
- 4 作業場所 目黒区の区域内
- 5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで
- 6 許可の条件

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 大田区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

世田谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 世田谷区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

この許可に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。また、この許可の取消しの訴えは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この許可証を受け取った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

渋谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|--------------|-------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 渋谷区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服のある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合、審査請求に係る決定の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る決定があった日の翌日から起算します。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

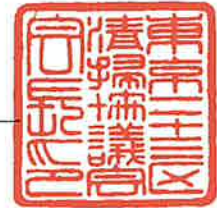
令和8年9月28日

中野区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

4 作業場所 中野区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区長に審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません(訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。)。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

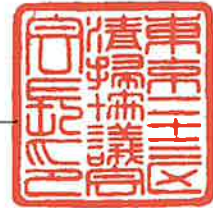
令和8年9月28日

杉並区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 杉並区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第57条第1項の規定により、
下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

豊島区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 豊島区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定について、不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行政不服審査法の規定により豊島区長に審査請求をすることができます。

2 この決定についての取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により豊島区を被告として（豊島区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

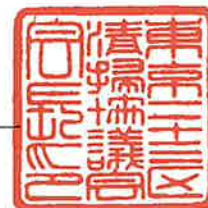
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

東京都北区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 北区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この許可について、不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に審査請求をすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

荒川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 荒川区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可については、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

東京都板橋区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 板橋区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

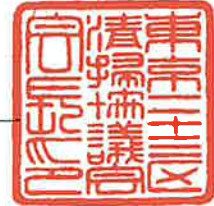
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

練馬区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運 搬 先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

4 作 業 場 所 練馬区の区域内

5 許 可 期 間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として(訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

足立区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社(許可番号第1412号)

4 作業場所 足立区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

葛飾区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 葛飾区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

1 この許可について不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に対し、書面により審査請求をすることができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として（葛飾区長が被告の代表者になります。）提起することができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると許可の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業

代表取締役 利根川 満彦

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

江戸川区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健

記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
バイオエナジー株式会社（許可番号第1412号）

4 作業場所 江戸川区の区域内

5 許可期間 令和8年10月1日 から
令和10年9月30日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

バイオエナジー株式会社に搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

**本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。**

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。